1. 外資参入規制	
(1)外資参入の可否	外資進出の可否について明記した法令は存在しない。しかし、2002年のTrade Councilの決定に基づき、小売業、貿易業及び卸売業を含む「Trading」分野での企業設立は、原則、外国会社に対して認められないこととなり、現在も同様である。外国人又は外国会社が1株でも株式を所有している会社は外国会社として取り扱われる。現在、徐々に規制が緩和されつつあり、ミャンマー会社との合弁であれば、新車(商業省通達No.20/2015)、肥料、種、殺虫剤、医療機器(同No.96/2015)、建設資材(同No.56/2016)を輸入販売できるようになった。DICA及び商業省によると、合弁会社であれば、当該アイテム(新車、肥料、種、殺虫剤、医療機器、建設資材)の販売のみも可能との回答を得た。他方、それら以外の品目に関するTradingは実務上は認められないと解されている。
(2)外資の出資比率の規制 (地場企業との合弁で参入可能な場合のみ。また、ASEAN内、 ASEAN外からの投資で差がある場合、他国との2国間・多国間FTA で特別な国に対する優遇条件がある場合はその旨を明記)	上記のとおり、法令上の明確な規制はないものの、外国会社は原則として認められない。上記の一定の業種においては、ミャンマー会社との合弁であれば認められ、その場合の外資出資比率に関しては明確な規制はなく、案件ごとに判断がなされるため、事前に当局に相談することが望ましい。
(3)最低資本金に関する規制	サービス業での外国法人設立には50,000米ドルの最低資本金が必要。
(4)その他、外資に対する特殊な規制	特になし。
(5)(1)~(4)の根拠法	(1)~(4)に関する明確な根拠法は存在しない。
(6)外資規制の運用実態(規制と運用が違う場合は記述)	前述の通り、一定の品目を除いて外国会社の小売業は認められない。そのため、販売は提携先のミャンマー会社が行い、当該会社に対するコンサルタントを行う会社として外国会社が関与している場合が一定数存在する。

2. 投資奨励策•外資優遇措置	
(1)投資奨励業種の該非	ミャンマー投資法(2016年10月制定)では、小売業(および卸売業)が「関連省庁からの承認を受けることにより許可される投資活動」に分類された。関連省庁である商業省からの承認によっては外資参入が可能である。ただし、ミャンマー投資法に基づく場合でも、100ft×100ft(10,000平方ft)または929m <sup>2</sup> 以下のミニマート・コンビニエンスストアは、外資参入不可。  経済特区法による投資奨励業種は広く、プロモーションゾーン内のサービス業の場合、USD300,000以上の最低資本金が要件とされている。また、国家計画経済開発省通知2014年81号7条に実施が認められる事業が列挙されており、その中には、小売り及び卸売を含む流通業が含まれている。
(2)税制優遇措置等	ミャンマー投資法に基づき、ミャンマー投資委員会に認められた場合は、法人所得税免税(事業地によって7年、5年、3年間の免税)、関税免税等を受けられる。また、輸入関税及びその他の内国税の免除も一定の物品((a)ミャンマー国内で調達不可能であり、事業準備期間又は投資事業の拡大のために輸入される等一定の条件を満たす機械、設備、機械部品、スペアパーツ及び原材料及び(b)海外輸出目的で製造される製品のための原材料及び半製品)に対して認められ、再投資及び減価償却費等についての所得税算出時の控除も認められている。経済特区法の場合、経済特区内をフリーゾーンとプロモーションゾーンにわけ、異なる租税優遇措置が規定されており、具体的な内容は次のとおりである(経済特区法32条、44条等)。フリーゾーンにおいては、(i)7年間の所得税の免除が認められ、次の5年間の所得税が半額に減額される。また、次の5年間、利益を1年以内に再投資した場合、所得税が半額に減額される。(ii)赤字については、5年間まで繰越すことができる。(ii)商業税は免除され、国内市場又はプロモーションゾーンから輸入した物品についても免税を申請できる。(iv)効果を開まできる。(iv)効果が働者又は管理職員等のミャンマー国民の訓練のために用いた実費、研究及び開発費については課税対象収入から控除できる。(v)フリーゾーンにおいて輸入する製造のための原材料及び機械、予備部品、工場、倉庫及び事務所建設のための建築資材、事業のための乗物に対する関税及びその他の税は免除される。(vi)フリーゾーンにおいて輸入する卸売等のための商品及び委託品、乗物及びその他の真に必要な材料に対する関税及びその他の税は免除される。(vi)フリーゾーンにおいて輸入する卸売等のための商品及び委託品、乗物及びその他の真に必要な材料に対する関税及びその他の税は免除される。
	プロモーションゾーンにおいては、(i)5年間の所得税の免除が認められ、次の5年間の所得税が半額に減額される。また、次の5年間、利益を1年以内に再投資した場合、所得税が半額に減額される。(ii)赤字については、5年間まで繰越すことができる。 (iii)商業税については、所定の期間内のみ免税されるが、海外に輸出した製品については免税を申請できる。(iv)熟練労働者又は管理職員等のミャンマー国民の訓練のために用いた実費、研究及び開発費については課税対象収入から控除できる。(v)販売目的ではない機械、設備及び予備部品、工場、倉庫及び事務所建設のための建築資材、並びに事業のために真に必要な乗物及び材料に対する関税及びその他の税について、最初の5年間は免税される。次の5年間は半額免除される。(vi)原材料及び上記以外の物については、通常通り輸入に関する関税及びその他の税を支払わなければならない。但し、完成品又は半完成品を海外に輸出した場合、当該税金は返金される。
(3)投資奨励の運用実態	投資法については、実績なし。経済特区法については、一定以上の面積の土地を借りる必要などから、本件業種は現時点ではティラワに進出していない。

3. フランチャイズ・ビジネスに関する規制(特に開始前	が後の登録・許認可制度)
(1)フランチャイズでの事業展開に対する関連法規の有無	関連法規は存在しない。
(2)関連法規がある場合は、その名称	特になし。
(3)登録・許認可制度がある場合は、その内容	特に存在しない。
(4)登録・許認可制度の窓口(日本語・英語)および関連サイト	フランチャイズに関してではないが、DICA内の「ジャパンデスク」に、日本人アドバイザー2名が常駐している。
(5)登録·許認可制度に関連して特に外資を制限する場合、他国にない特殊な規制がある場合はその内容	フランチャイズに関して、登録・許認可制度に関する外資特有の規制はない。
(6)外資が子会社を設立し、その子会社をマスターフランチャイジーとすることができるか(店舗設置・運営をする場合は、1. 外資規制と関係するため、店舗運営を含まない場合を想定)	法令上の明確な規制は存在しない。しかし、投資企業管理局(DICA)によると、外国会社をマスターフランチャイジーとすることはできない。根拠として、フランチャイズビジネスは外国会社に認められていないtrading業務を含むとみなされるためである。
(7)現在、フランチャイズ関連法規が無い場合、立法に向けた動きがあるか。ある場合はその進捗・見通しを記載。	立法に向けた動きは現時点では存在しない。

4. 企業設立・営業許可・出店規制(外資の有無を問わないが、外資・地場の取扱いが違う場合はその点も明記)		
(1)企業設立・営業許可(ビジネス・ライセンス等)、登録、届出など の有無、手順(審査事項、要件など)	1) DICAにて企業設立手続き。 2) 管轄のタウンシップ開発委員会にビジネスライセンスを申請、取得する必要がある。ビジネスライセンスは「小売業のビジネスライセンス」又は「Private Market(大規模小売) ライセンス」となる。2種類の違いは、事業規模(店舗の大きさ、取扱商品の種類、資本金等)によるもので、どちらが適切かは地区開発委員会が決定する。なお、「小売業のビジネスライセンス」を申請し、地区開発委員会に「Private Marketライセンス」だと判断された場合は、申請プロセスを最初からやり直すことになる。「Private Marketライセンス」として申請し、「小売業のビジネスライセンス」とみなされた場合も同様。 ■販売する商品によっては追加の許可証又はライセンスの取得が求められることがあるが、食品、飲料品、化粧品、薬剤等、既に市場に出ているものはFDAのライセンスを取得する必要はない。 ■製造小売業で新商品を製造する場合、製品によっては、FDAの許可が必要である(薬品、飲食品など)。 ■ビジネスライセンスは、各店舗ごとに取得が求められる。	
(2)ライセンス名称、所管省庁・機関、事業関連法	2. 営業許可参照	
	不動産譲渡制限法に基づき、外国人または外国企業は土地または建物の賃借は原則として最長1年までしか認められないが、MICからの承認(endorsement)を取得すれば、最大50年賃借でき、かつ10年の延長が2回まで認められる(ミャンマー投資法50条)。経済特区法に基づく投資許可を取得した場合、管理委員会は投資家に対し、50年間の土地賃借を認めることができ、更に、25年を上限として延長できる(経済特区法79条)。	
(3)出店可能な場所に対する制限(営業許可取得要件となっている場合はその旨も記載)	特にないが、近隣住民10人の推薦状がビジネスライセンスの取得要件のひとつである。	
(4)営業開始後の検査・報告等 (定期検査・定期報告・情報開示義務など)	定期検査や定期報告についての規定はないが、必要に応じて、タウンシップ・地区開発委員会及び開発委員会の職員が事前通知なしに検査することがある(アルコール、薬品、食品等の販売について)。 ※ダゴン・タウンシップ開発委員会確認。	
(5)営業許可取得などに関する運用実態(特に地場企業と外資企業とで差がある場合は記述)	YCDCによると、ビジネスライセンス取得についてミャンマー会社と外国会社とで違いはなく、MICの許可が得られていれば外国会社でもビジネスライセンスの申請は可能との回答を得た。しかし、ビジネスライセンスを申請する外国人は、申請時点でビザの残存期間が1年間ある必要があり、通常、ビザの最長有効期間は1年であるため、外国人による申請は実態として困難である。さらに、MICが外資企業に小売事業を認めていないため(製造小売業は可能)、実態として外資企業は小売りのみのビジネスライセンスの申請は困難である。	

## 小売(Retail)



外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

5. 就業者に必要な資格	
(1)就業者の資格所持要件	特になし。 ※ダゴン・タウンシップ開発委員会確認。
(2)外国人雇用の可否・制限	投資法が適用される場合、技術を必要としない労働については、ミャンマー国民のみを雇用すること(ミャンマー投資法51条(c))。 経済特区法が適用される場合、技術を要しない労働者については、全てミャンマー国民を雇用しなければならない。熟練労働者については、事業開始後2年でミャンマー国民を25%以上、事業開始後4年で50%以上、事業開始後6年で75%以上雇用しなければならない。なお、投資家が規定以上の外国人労働者を雇用する場合、管理委員会の許可が必要となる。
(3)外国からの短期出張者による指導の制限	特になし。
(4)現地人雇用義務	投資法が適用される場合、技術を必要としない労働については、ミャンマー国民のみを雇用すること(ミャンマー投資法51条(c))。 経済特区法が適用される場合、技術を要しない労働者については、全てミャンマー国民を雇用しなければならない。熟練労働者については、事業開始後2年でミャンマー国民を25%以上、事業開始後4年で50%以上、事業開始後6年で75%以上雇用しなければならない。なお、投資家が規定以上の外国人労働者を雇用する場合、管理委員会の許可が必要となる。
(5)その他、外国人・現地人雇用に係る運用実態	外国人·現地人を雇用する場合は、雇用契約書の締結が必要である(雇用及び技術向上法5条)。労働者の人数が5名以上の事業者は社会保障制度への加入も必要である(社会保障法11条)。
6. その他	
(1)現地の商慣習等による事実上の規制など、事業展開にあたって注意すべき点	特になし。
(2)企業設立から営業開始までの手続きフロー、所要時間、費用	3. 手続きフロー参照